

## 保存樹木の指定について

### (第 12 次指定)

#### ○ 保存樹木の指定基準 (杜の都の環境をつくる条例 第 19 条第 1 項、同施行規則第 13 条)

指定しようとする樹木が、健全で、樹容が美観上特に優れ、かつ次の事項のいずれかに該当すること。

1. 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.2m 以上であること
2. 高さが 12m (株立ちした樹木にあつては 3m) 以上であること
3. つる性植物である樹木にあつては、樹冠の水平投影面積が 30m<sup>2</sup> 以上であること
4. 樹木の存する地域における象徴木として親しまれてきたものであること

#### ○ 樹木保存区域の範囲 (杜の都の環境をつくる条例施行規則 第 15 条)

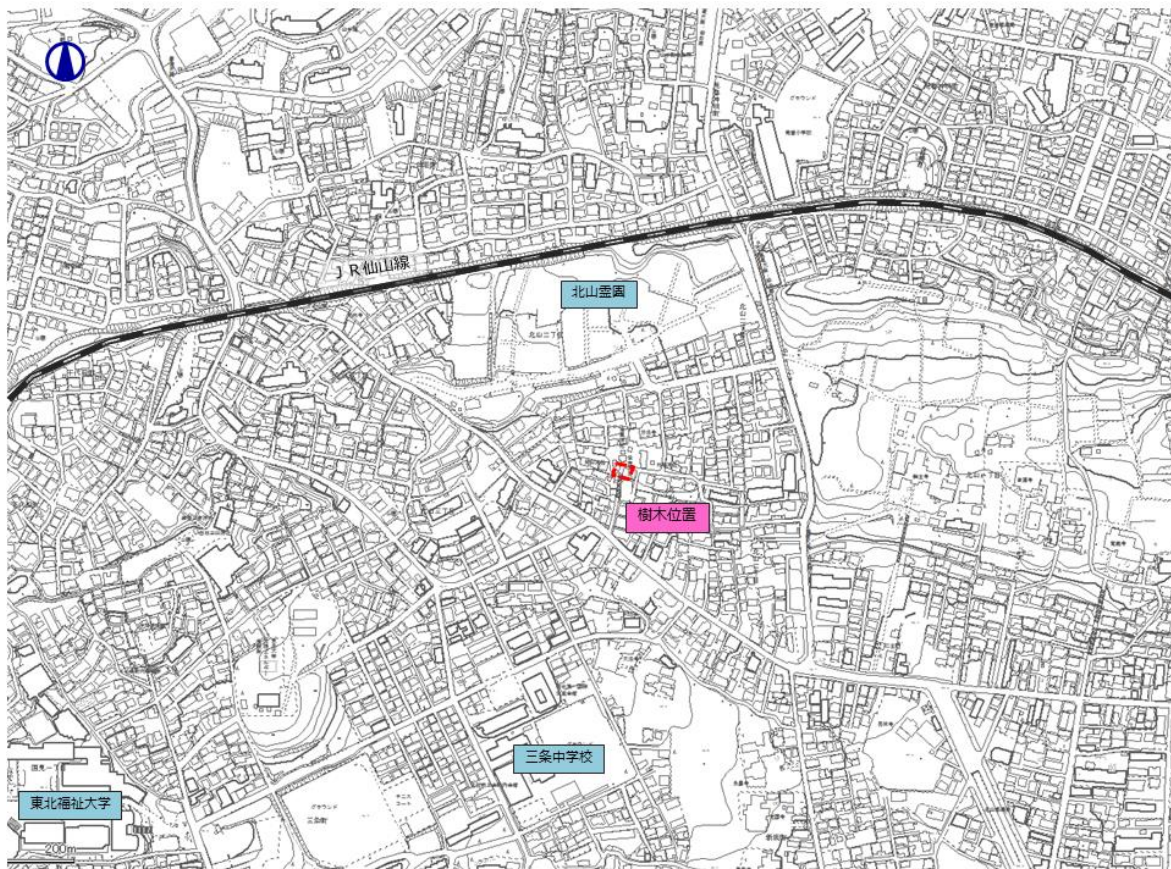
樹木保存区域に指定しようとする土地の範囲について、保存樹木等の樹冠投影面 (当該部分に建物等が建築されている場合は、当該建築物等の建築面積に相当する部分を除く。) の部分及びその周辺の土地のうち市長が適当と認める部分とする。

#### ○ 候補木

番 号 (通し番号)	樹 種 (呼 称)	所 在 地
1 (222)	マツ (アカマツ) (羽黒神社のアカマツ(1))	青葉区北山二丁目 8-15
2 (223)	マツ (アカマツ) (羽黒神社のアカマツ(2))	青葉区北山二丁目 8-15
3 (224)	サクラ (ソメイヨシノ) (上杉のソメイヨシノ)	青葉区上杉四丁目 5-5

# 羽黒神社のアカマツ

## ○ 位置図



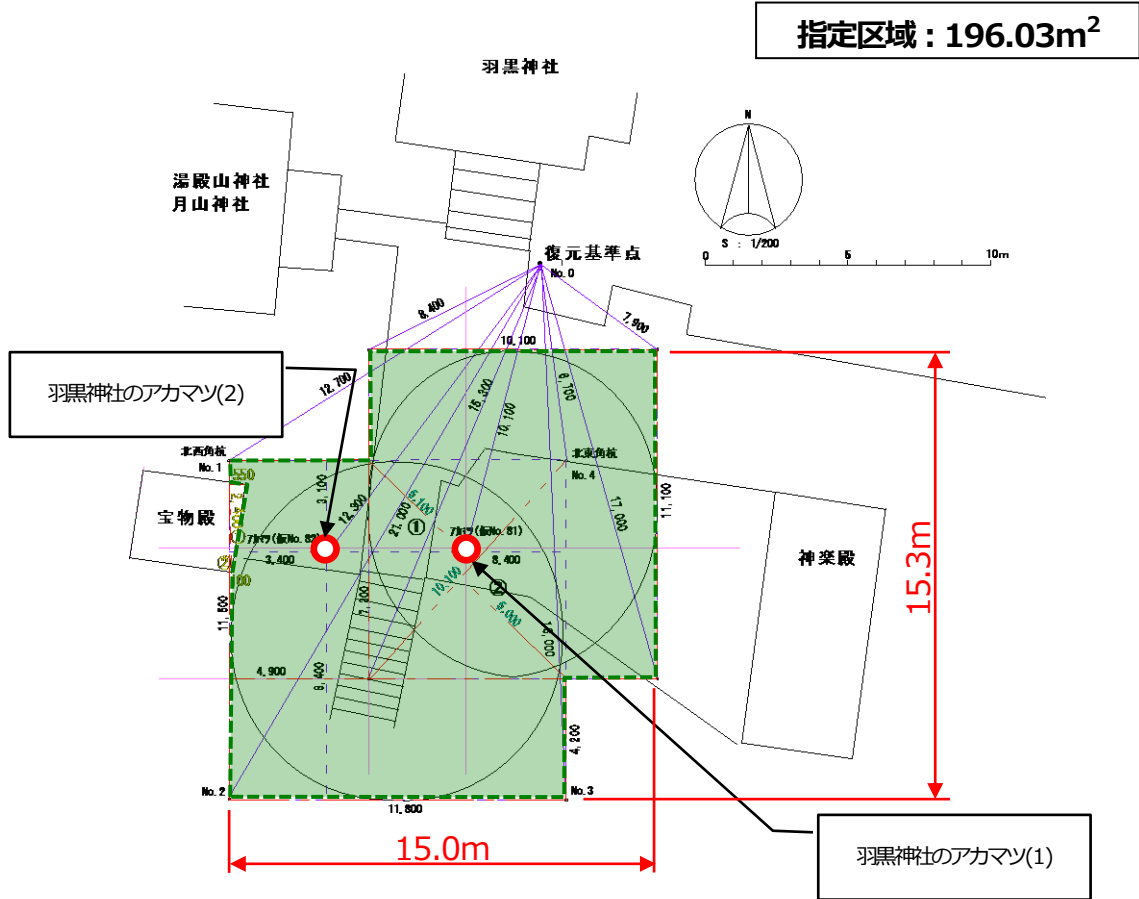
## (1) 概要

樹種	アカマツ (マツ科)				
推定樹齢	(1)約 120年	樹高	(1)13.3m	幹周	(1)1.88m
	(2)約 120年		(2)15.0m		(2)1.69m
所在地	青葉区北山二丁目 8-15				
所有者	羽黒神社				
指定基準該当項目	施行規則第 13 条第 1, 2, 4 号				

## (2) 推薦理由

鳥居をくぐり、参道を進むと最上段部に見事な大きさのアカマツ 2 本がある。羽黒神社は地域の鎮守様であり、そのシンボルとして親しまれている樹木を守るため、保存樹木指定の要望があったことから保存樹木指定候補木として推薦するもの。

### (3) 樹木保存区域



### (4) 樹木の様子 (平成 28 年 8 月撮影)



全 景

アカマツ(2)西側

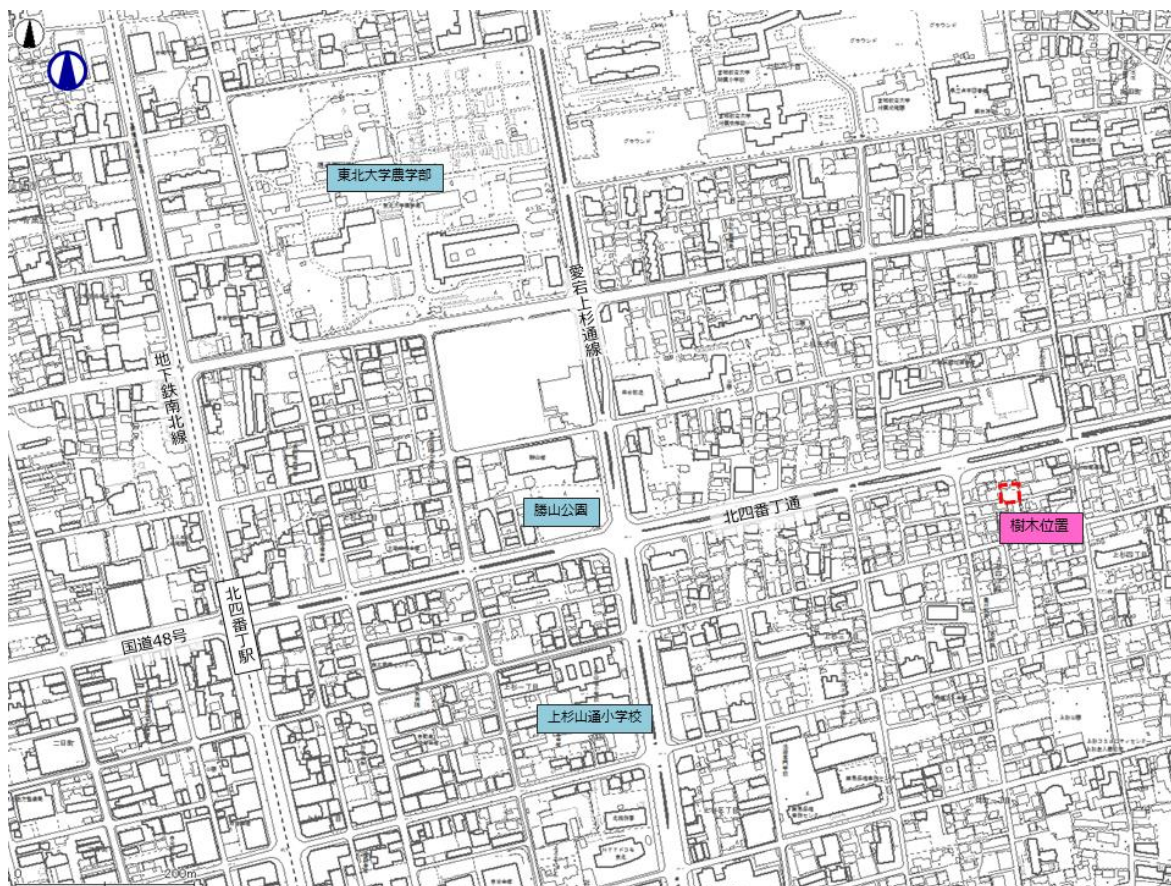
アカマツ(1)東側

アカマツ(1)の樹冠下にはベンチが設置されており、参拝者や散歩で訪れる人々が木陰で休息を取っている。



# 上杉のソメイヨシノ

## ○ 位置図



## (1) 概要

樹種	ソメイヨシノ (バラ科)				
推定樹齢	約100年	樹高	12.0m	幹周	2.14m
所在地	青葉区上杉四丁目5-5				
所有者	黒川 登				
指定基準該当項目	施行規則第13条第1, 2, 4号				

## (2) 推薦理由

市街地の住宅地内にあり推定樹齢約100年のソメイヨシノとしては、樹勢も旺盛で貴重な樹木である。開花時期には所有者によるライトアップが行われ、地域の方々が花見に訪れるなど親しみを持たれている。地域からこのサクラを将来に残せないかとの相談があり、所有者から同意を得て保存樹木指定候補木として推薦するもの。

